

兵庫県公報

平成20年7月1日 火曜日 第1992号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成21年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	2
平成20年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	4
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	10
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	10
基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
公共測量が終了した旨の通知（同）	12
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	13
同上（同）	13
同上（同）	13
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	14
景観形成地区の指定及び関係書類の縦覧（都市政策課）	14
景観形成基準の決定及び関係書類の縦覧（同）	15
道路の位置指定（建築指導課）	16
公 告	
個人情報保護に関する条例の運用状況（文書課）	17
情報公開条例の運用状況（同）	18
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
大規模小売店舗の新設に関する届出（西播磨県民局）	19
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	21
同上（同）	21
同上（同）	22
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（西播磨県民局）	23
大規模集客施設影響調査指針の一部改正（都市計画課）	24
入札公告（県立大学）	24
公安委員会規則	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の一部を改正する規則	27
兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	29
公安委員会訓令	
警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程の一部を改正する訓令	29
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	30
正 誤	
平成20年5月30日付け兵庫県公報第2号外中	32

公布された法令のあらまし

●警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する法律施行令の一部改正等に伴い、次に掲げる公安委員会規則について、字句の整理を行うこととした。

- 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則

2 警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）

二輪又は三輪の自転車の乗車方法に係る規制を緩和することにより、県民の利便性の向上及び温室効果ガスの排出削減を図り、並びに車両等の運転者が遵守すべき事項を追加することにより、交通秩序の維持及び向上を図るため、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第673号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成21年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日、科目等

学 科	募集人員	修業年限	受 験 資 格	試験期日	試 験 科 目
助産学科	推薦 7名程度	1年	(1) 施設長推薦 看護師として県内の産科のある同一施設に平成21年4月1日現在3年以上勤務している者で、本学院卒業後も県内に勤務する予定の女子（1施設2名以内） 合格した場合、必ず本学院に入学する者 (2) 学校長推薦 県内の看護師学校養成所を平成21年3月卒業見込みの者で、看護師学校の成績が上位30%以内または「優」が65%以上（1校2名以内）の女子 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者	平成20年10月3日（金）午前9時30分から	1 書類審査 2 小論文 3 面接
	一般 13名程度	1年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する女子（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成21年1月13日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成21年1月14日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 専門分野 (2) 教養科目 ア 国語（古文・漢文を除く。） イ 英語 2 第2次試験 （第1次試験合格者に限る。） (1) 小論文 (2) 面接

看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名程度	2年	(1) 学校長推薦 県内の准看護師養成所を平成21年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、准看護師養成所の成績が科目の平均点80点以上または「優」が65%以上の者 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成20年11月13日(木)午前9時30分から	1 書類審査 2 小論文 3 面接
	一般 28名程度	2年	准看護師の免許を得た後3年以上准看護師業務に従事している者または学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成21年1月15日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成21年1月16日(金)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(古文・漢文を除く。) イ 数学 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 40名	3年	准看護師の免許を得た後3年以上准看護師業務に従事している者または学校教育法第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成21年1月15日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成21年1月16日(金)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(古文・漢文を除く。) イ 数学 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
歯科衛生 学科	推薦 20名	3年	高等学校を平成21年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 合格した場合、必ず本学院に入学する者	平成20年11月13日(木)及び14日(金)午前9時30分から	1 書類審査 2 小論文 3 面接

一般 20名	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成21年1月13日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成21年1月14日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 国語（古文・漢文を除く。） (2) 英語 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接
-----------	----	--	--	---

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において平成20年7月11日（金）から同年12月11日（木）まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、(4)の受験料（定額小為替）を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも提出期間最終日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

学 科	区分	提出期間
助産学科	推薦	平成20年9月16日（火）から同月22日（月）まで
	一般	平成20年12月2日（火）から同月11日（木）まで
看護学科2年課程(全日制)	推薦	平成20年10月31日（金）から同年11月7日（金）まで
	一般	平成20年12月2日（火）から同月11日（木）まで
看護学科2年課程(定時制)	一般	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成20年10月31日（金）から同年11月7日（金）まで
	一般	平成20年12月2日（火）から同月11日（木）まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円（定額小為替）

4 受験についての問い合わせ先

兵庫県立総合衛生学院
電話（078）733 - 6611（代表）

兵庫県告示第674号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成20年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所

学科試験	指導方法		全職種	平成20年9月5日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目 22番15号
	関連 学科	系基礎学科	和裁科	平成20年9月5日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで	
		専攻学科	和裁科	平成20年9月5日(金) 午後2時50分から午後3時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

3 受験資格

(1) 和裁科

次の(3)に該当する者で、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第46条の規定により実技試験の全部が免除される者

(2) その他の免許職種

次の(3)に該当する者で、規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者

(3) 次のいずれかに該当する者

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
- ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(4) (1)から(3)までにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

次のいずれかに該当する者

- (1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部しごと局能力開発課公共訓練係

(3) 申請書類の提出期間

平成20年7月7日(月)から同月25日(金)まで
(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成20年7月25日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円
手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成20年10月1日(水)に兵庫県産業労働部しごと局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部しごと局能力開発課、各県民局及び公共職業能力開発施設において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部しごと局能力開発課に申し込むこと。
- (3) 受験についての問い合わせ先
兵庫県産業労働部しごと局能力開発課公共訓練係
電話(078)362-3367(直通)

兵庫県告示第675号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 兵庫県淡河川山田川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	立花政弘	神戸市西区上新地2丁目18番地の2
同	藤田辰男	同 市同区岩岡町岩岡40番地の2
同	梶貞美	同 市同区神出町田井336番地
同	金澤久富	同 市同区神出町広谷167番地の3
同	小藤恒幸	三木市別所町興治103番地の5
同	厚見侑三	加古郡稲美町国岡3丁目4番地の3
同	藤本英市	同 郡同 町中村1398番地
同	山口辰雄	同 郡同 町蛸草208番地
同	丸尾俊三	同 郡同 町印南430番地
同	植田増男	同 郡同 町野寺874番地
同	坂田洋一	同 郡同 町加古1003番地
監事	竹内敬男	神戸市西区岩岡町古郷1078番地の2
同	田中新八	明石市魚住町清水472番地の3
同	西馬幸夫	加古郡稲美町野谷8番地の6

就任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

理 事	藤 田 辰 男	神戸市西区岩岡町岩岡40番地の2
同	小 山 善 昭	同 市同区竜が岡4丁目3番地の5
同	藤 本 孝	同 市同区神出町東50番地
同	中 井 美智夫	同 市同区神出町宝勢532番地
同	田 中 新 八	明石市魚住町清水472番地の3
同	寺 嶋 忠 昭	三木市別所町下石野1481番地の1
同	田 中 勝 見	加古郡稲美町六分一351番地
同	厚 見 侑 三	同 郡同 町国岡3丁目4番地の3
同	大 村 哲 郎	同 郡同 町野谷237番地
同	松 田 勲	同 郡同 町蛸草1010番地
同	高 松 康 文	同 郡同 町印南1083番地
同	坂 田 洋 一	同 郡同 町加古1003番地
監 事	汐 谷 保	神戸市西区神出町小束野37番地の28
同	田 口 巧	加古郡稲美町岡1376番地の1
同	丸 尾 俊 三	同 郡同 町印南430番地

2 東播用水土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	上 畑 政 昭	神戸市北区八多町屏風424番地の1
同	辻 井 壽 延	同 市同区大沢町神付113番地
同	中 前 敏 之	同 市同区淡河町行原58番地
同	北 井 和 利	同 市西区押部谷町和田332番地
同	井 上 峯 生	同 市同区平野町下村210番地
同	野 口 貢	同 市同区神出町田井372番地
同	梅 田 幸 広	同 市同区上新地2丁目18番地の12
同	橋 本 重太郎	明石市魚住町長坂寺1086番地
同	松 尾 太 一	加古川市八幡町上西条68番地の2
同	西 垣 幸 一	三木市大村293番地
同	稲 岡 洋 右	同 市別所町下石野734番地
同	藤 本 将	同 市志染町井上243番地
同	衆 村 弘 也	同 市細川町中里1324番地の1
同	藤 田 博 富	同 市口吉川町南畑40番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
同	森 居 敏 明	同 市吉川町田谷318番地
同	吉 本 鼎	同 市吉川町前田290番地
同	福 田 眞左男	加古郡稲美町加古3898番地の1
同	中 嶋 正 明	同 郡同 町北山799番地
同	西 澤 一 弘	同 郡同 町六分一377番地の2
同	大 村 伊三夫	同 郡同 町野谷283番地
同	唐 木 民 雄	同 郡同 町印南931番地の1
同	加 古 房 夫	三木市細川町豊地759番地
同	安 藤 直 哉	神戸市西区竹の台1丁目7番地の9
同	稲 岡 安 則	加古川市米田町船頭487番地の11
同	藤 本 英 市	加古郡稲美町中村1398番地
監 事	宮 脇 博	神戸市北区淡河町萩原222番地
同	安 尾 勝	神戸市西区平野町印路150番地の1
同	安 隨 和 明	三木市与呂木210番地
同	北 口 稔	加古郡稲美町六分一309番地
同	中 島 繁 樹	明石市魚住町長坂寺463番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
------	-----	-----

理 事	西 井 公 一	神戸市北区八多町深谷471番地
同	東 本 暁	同 市同区大沢町神付490番地
同	宮 脇 博	同 市同区淡河町萩原222番地
同	北 井 和 利	同 市西区押部谷町和田332番地
同	井 上 峯 生	同 市同区平野町下村210番地
同	西 馬 紀 雄	同 市同区神出町田井394番地
同	梅 田 幸 広	同 市同区上新地 2 丁目18番地の12
同	長 尾 勉	明石市魚住町長坂寺1177番地
同	松 尾 太 一	加古川市八幡町上西条68番地の 2
同	栗 田 一 夫	三木市大村467番地
同	稲 岡 洋 右	同 市別所町下石野734番地
同	市 原 進	同 市志染町御坂286番地の 1
同	大 西 保 弘	同 市細川町垂穂127番地
同	藤 田 博 富	同 市口吉川町南畑40番地
同	桑 原 義 孝	同 市吉川町上松393番地
同	藤 田 忠	同 市吉川町水上1500番地
同	福 田 眞左男	加古郡稲美町加古3898番地の 1
同	坂 本 幹 男	同 郡同 町北山781番地
同	西 澤 一 弘	同 郡同 町六分一377番地の 2
同	藤 本 一 三	同 郡同 町蛸草144番地
同	大 村 伊三夫	同 郡同 町野谷283番地
同	安 藤 直 哉	神戸市西区竹の台 1 丁目 7 番地の 9
同	稲 岡 安 則	加古川市米田町船頭487番地の11
同	藪 本 吉 秀	三木市志染町戸田613番地
同	橋 本 博 嘉	加古郡稲美町中村1219番地
同	藤 本 英 市	同 郡同 町中村1398番地
監 事	田良原 芳 樹	神戸市北区淡河町北畑80番地
同	田 中 隆 雄	同 市西区神出町宝勢963番地
同	吉 本 鼎	三木市吉川町前田290番地
同	井 澤 捷 治	加古郡稲美町下草谷96番地
同	加 澤 博 敏	加古川市野口町長砂281番地の11

3 明石堀割土地改良区

退任役員

役員区分

	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 偉 喬	明石市藤江313番地の 6
同	澤 田 則 雄	同 市鳥羽1596番地
同	神 足 計 治	同 市藤江410番地
同	藤 井 茂 樹	同 市林 2 丁目16番18号
同	重 泰 夫	同 市松江137番地
同	岩 井 秀 夫	同 市松江531番地の 2
同	西 海 勝	同 市大久保町森田159番地
同	碓 氷 毅	同 市大久保町松陰179番地
同	玉 木 薫	同 市鳥羽1230番地
同	立 花 新 司	同 市鳥羽1623番地
同	藤 本 智	同 市明南町 1 丁目 6 番15号
同	岩 井 弘 司	同 市林 2 丁目16番 9 号
同	伊 藤 諭	同 市和坂 2 丁目11番14号
同	生 頼 佳 一	同 市西明石北町 3 丁目 5 番 8 号
同	岸 本 正 文	加古川市上荘町葉栗22番地の 2
監 事	井 上 一 美	明石市西明石北町 3 丁目 3 番21号
同	藤 井 孝 夫	同 市藤江1402番地の 2

同	井 住 敏 彦	同	市鳥羽438番地
同	花 田 勉	同	市大久保町高丘1丁目1番地の1 4棟402号
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	澤 田 則 雄	明石市鳥羽1596番地	
同	藤 井 孝 夫	同 市藤江1402番地の2	
同	神 足 計 治	同 市藤江410番地	
同	藤 井 茂 樹	同 市林2丁目16番18号	
同	重 泰 夫	同 市松江137番地	
同	岩 井 秀 夫	同 市松江531番地の2	
同	西 海 勝	同 市大久保町森田159番地	
同	碓 氷 毅	同 市大久保町松陰179番地	
同	山 中 佐 市	同 市鳥羽1978番地の10	
同	立 花 新 司	同 市鳥羽1623番地	
同	田 口 隆 清	同 市鳥羽263番地	
同	木 内 宗 一	同 市林3丁目1番8号	
同	伊 藤 諭	同 市和坂2丁目11番14号	
同	竹 中 康 訓	同 市小久保10番地の1	
同	中 川 基 治	同 市大久保町高丘5丁目20番地の8	
監 事	井 上 一 美	同 市西明石北町3丁目3番21号	
同	松 井 一 浩	同 市藤江1525番地	
同	井 住 敏 彦	同 市鳥羽438番地	
同	黒 兼 正 博	加古川市尾上町口里492番地の1 Mプラザ加古川参番館1209号	

4 上部井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	大 西 洋 三	加古川市東神吉町神吉1057番地の1	
同	西 村 義 博	同 市東神吉町砂部175番地の1	
同	松 下 嘉 秀	同 市西神吉町大国210番地の2	
同	明 定 輝 彦	同 市西神吉町岸353番地	
同	櫻 井 貞 輔	同 市米田町平津637番地	
同	松 本 忠 之	高砂市米田町米田745番地	
同	岸 本 敏 一	同 市米田町米田894番地の21	
同	西 村 武 俊	同 市米田町島348番地	
同	長谷川 和 巳	同 市神爪5丁目14番2号	
同	高 谷 照 男	同 市伊保3丁目18番10号	
同	植 杉 修 一	同 市中筋4丁目8番13号	
同	柴 田 一 郎	同 市松陽2丁目35番地の2	
同	初 田 博 之	同 市阿弥陀町南池232番地	
同	鎌 田 耕 次	同 市曾根町332番地の2	
同	佐 野 俊 彦	同 市曾根町794番地	
監 事	田 中 進	加古川市西神吉町中西275番地	
同	柴 田 義 彦	同 市東神吉町西井ノ口502番地	
同	塩 崎 真一郎	高砂市伊保崎4丁目8番7号	

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	大 西 洋 三	加古川市東神吉町神吉1057番地の1	
同	西 村 義 博	同 市東神吉町神吉175番地の1	
同	竹 本 康 男	同 市西神吉町大国283番地	
同	柴 田 義 彦	同 市東神吉町西井ノ口502番地	

同	明 定 輝 彦	同	市西神吉町岸353番地
同	高 塚 敬 三	同	市米田町平津638番地
同	岸 本 敏 一	高砂市米田町米田894番地の21	
同	垣 内 光	同	市米田町島121番地の2
同	北 野 修	同	市神爪5丁目2番19号
同	塩 崎 真一郎	同	市伊保崎4丁目8番7号
同	高 谷 照 男	同	市伊保3丁目18番10号
同	柴 田 一 郎	同	市松陽2丁目35番地の2
同	中 川 博 美	同	市中筋2丁目6番16号
同	鎌 田 耕 次	同	市曾根町332番地の2
同	佐 野 俊 彦	同	市曾根町794番地
監 事	植 田 儀 一	加古川市西神吉町中西293番地の1	
同	松 本 高 明	高砂市米田町米田848番地	
同	藤 澤 武 夫	同	市阿弥陀町北池264番地の1

5 神野中部土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	佃 一 明	加古川市神野町西条943番地
同	川 端 周 次	同 市神野町1290番地の3

兵庫県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年6月18日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	レインボー南但地区	平成20年7月1日から 同 月21日まで	養 父 市 養 父 地 域 局

兵庫県告示第677号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	申請 区分	取り消した建設業の 種 類	処分の原因と なった事実	取消し年月日
(株)マニックス 代松田 茂樹	神戸市長田区御屋敷通 5 - 1 - 16	般 - 19 第103146号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年5月1日

福島工務店 代福島 了	同 市東灘区御影山手 2 - 22 - 20 - 307	般 - 15 第114124号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
(有)シビルメンテ 代北方 治彦	同 市同 区御影本町 6 - 2 - 21	般 - 15 第114269号	一般	とび・土工工事業、鋼 構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
(株)さくら工房 代岩根 敬典	同 市中央区江戸町95	般 - 15 第114103号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月9日
(株)梓 代松浦 美智子	同 市同 区御幸通6 - 1 - 15御幸ビル8階 802	般・特 - 19 第113576号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月12日
(株)神戸標記製作所 代奥土居 浩	同 市西区伊川谷町潤 和字大日857	般 - 19 第110577号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
水戸部石業 代水戸部 秀明	同 市須磨区北落合5 - 15 - 10	般 - 17 第113483号	一般	石工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年5月28日
川重原動機工事(株) 代浅野 雄一	同 市中央区東川崎町 3 - 1 - 1	特 - 18 第108204号	特定	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
神菱技術サービス エンジニアリング (株) 代溝口 孝	同 市兵庫区和田崎町 1 - 1 - 1	般 - 18 第109281号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年5月30日
(株)EARTH 代出口 敏也	尼崎市西難波町3 - 31 - 8	般 - 16 第215922号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
加藤電気工事 代加藤 眞清	同 市常松1 - 36 - 36	般 - 15 第216945号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月8日
親和電気 代竹内 貞雄	西宮市甲子園口3 - 15 - 14	般 - 17 第206402号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
Y a w d 建築室 代渡部 智也	尼崎市栗山町1 - 19 - 20	般 - 17 第217253号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
(株)トラストビルサ ービス 代桑原 猛	同 市南武庫之荘7 - 10 - 20	般 - 19 第217545号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
(株)キムラ 代木村 佳照	宝塚市光明町6 - 17	般・特 - 17、 15 第212543 号	一般	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月2日
日進建設 代内藤 修	川西市花屋敷1 - 9 - 24	般 - 18 第211124号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
阪国電工社 代松田 元吉	宝塚市泉町19 - 23	般 - 15 第215516号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
積和建設(株) 代濱田 芳史	伊丹市鴻池5 - 7 - 7	般 - 19 第212534号	一般	土木工事業、建築工事業、 造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
三企産業(株) 代松下 仁	同 市稲野町7 - 86 - 1	般 - 19 第211175号	一般	大工工事業、とび・土 工工事業、防水工事業、 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(有)伸和ダクト工業 代凧 智江子	明石市大久保町大窪 1606 - 4	般 - 17 第406214号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年5月7日
(株)大林設備工業 代大林 和博	三木市別所町朝日ヶ丘 35 - 23	特 - 19 第351691号	特定	消防施設工事	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
高倉建築 代高倉 三男	たつの市新宮町平野 150 - 3	般 - 18 第501944号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月13日
大宝建設(株) 代橋本 修也	同 市新宮町仙正 159	般 - 19 第502747号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日

(株)福元設備工業所 代)福元 昭	同 市龍野町富永 824	般 - 19 第500372号	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
畑山塗装 代)畑山 剛一	同 市誉田町内山60 - 6	般 - 18 第502802号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
八木組 代)八木 良繼	同 市新宮町上笹 1032	般 - 17 第502336号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年5月29日
本田アルミ建材 代)本田 修士	豊岡市但東町中山32 - 6	般 - 19 第651223号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
(株)沖野工務店 代)沖野 稜子	同 市桜町11 - 12	般・特 - 18、 19 第 650681 号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
(株)井上商事 代)井上 栄二	篠山市上宿335	特 - 15 第752095号	特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
誠喜園 代)大木 茂穂	丹波市氷上町本郷438	般 - 17 第751424号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
(株)後谷組 代)後谷 一子	淡路市井手488	般 - 16 第801732号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月2日
笹田建設(株) 代)笹田 美次	洲本市五色町鮎原三野 畑164 - 3	般・特 - 19 第800451号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
堀建設(株) 代)堀 洋二	南あわじ市阿那賀841 - 1	般・特 - 17 第801358号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年5月22日
(有)西徹建設 代)西 徹	洲本市宇原130 - 29	般 - 15 第801689号	一般	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日

兵庫県告示第678号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間
平成20年7月14日から平成21年3月13日まで
- 3 作業地域
神崎郡神河町

兵庫県告示第679号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(1級水準測量)
- 2 作業期間

平成20年1月7日から同年3月31日まで

- 3 作業地域
西宮市内

兵庫県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月1日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小野志方線	小野市来住町字背戸ヶ谷1340番1から 同市来住町字男池ノ谷1317番1まで	旧	5.0から 8.0まで	113.0	
		新	14.0から 17.0まで	113.0	

兵庫県告示第681号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月1日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場 線	美方郡新温泉町芦屋字西岡312番15から 同郡同町浜坂字西岡2575番3まで	旧	8.0から 16.0まで	57.0	
		新	9.0から 17.0まで	57.0	

兵庫県告示第682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月1日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 一宮生野線	朝来市生野町栃原字岩佐552番6から 同市生野町栃原字岩佐554番1まで	旧	9.0から 12.0まで	73.0	
		新	11.0から 12.0まで	73.0	

兵庫県告示第683号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
奥須井	豊岡市		竹野町奥須井	古住 上ヶ山	139番2、140番、140番1、141番、142番の一部、143番から145番まで、146番1、150番の一部、153番、154番、157番、158番、186番から189番まで、190番1から190番3まで、191番の一部、140番地先の里道敷の一部、142番から144番に至る地先の水路敷の一部、145番から146番1に至る地先の里道敷の一部、150番地先の水路敷の一部 195番の一部、196番、198番の一部、199番、200番1の一部、200番2、201番の一部、202番の一部、203番の一部

兵庫県告示第684号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成20年7月1日からその効力を生ずることとした。

その関係図書は、兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所において縦覧に供する。
平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
丹南篠山口IC周辺地区沿道景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
県道丹南篠山口インター線篠山市中野地内味間新交差点から同市杉地内丹南篠山口インターチェンジ前交差点まで、県道大沢新東吹線同市杉地内丹南篠山口インターチェンジ前交差点から同市東吹地内東吹交差点まで及び県道大沢新東吹線同市東吹地内東吹交差点から同市東吹地内東吹下交差点までの区間並びにこれから展望できる区域で路端から100メートル以内の区域

兵庫県告示第685号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、丹南篠山口IC周辺地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成20年7月1日から施行することとした。

その関係図書は、兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所において縦覧に供する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

丹南篠山口IC周辺地区景観形成基準

自然豊かな地域として四方に見渡せる美しい山並み景観、手入れの行き届いた田園風景、これらの特徴をもつ篠山の景観を大切に守るためには、すべての広告物について地域との調和を図る必要がある。

ア 広告物の大きさ、高さ、立体造形を控える

山並み景観の眺望を意識し、屋外広告物の必要以上の大きさ、高さ、立体造形を控え、整序された沿道景観づくりを行う。

イ 落ち着いた色彩を基調とする

篠山らしい山並み景観や田園景観に配慮した低彩度とし、観光名所である商家群や特産物である農産物をイメージできる黒、白、茶系を基調とする。

ウ 意匠の確立による広告景観を創造する

店舗によって、形状や大きさなどデザインの多くの広告物が無秩序に掲出されると、景観上煩雑になり、大きさや形状を一定の規格に揃えるなど、意匠を基準化することで広告物の視認性を高め統一感や連続性を感じさせる魅力ある沿道景観づくりをめざす。

エ 看板の集合化に努める

異なる大きさや色彩が混在した数多くの野立看板は、景観を阻害するだけでなく、視認性に欠け広告としての機能が損なわれるため、業種、方面等集合化に努める。

大きさの規格化などシンプルなデザインとすることで、整序された秩序ある景観形成を図るとともに、案内誘導の視認性を高め、機能の向上につなげる。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観形成審議会の意見を聞いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする広告物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 広告物等に関する基準

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物で、建て植えるものにあつては、道路と直交するように配置する。 ・建築物等の壁面を利用する広告物等（壁面広告物等）にあつては、道路と直交する壁面等への表示または設置を避ける。
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮し、丸形、三角型などは避け、シンプルな長方形を基本とする。 ・建て植えるものにあつては、複数表示または設置する場合は集合化に努める。
意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告物等の表示内容については、店名または業種のみとする。 ・広告旗は、必要最小限の期間の表示または設置にとどめ適切に管理するものとする。 ・建て植えるものにあつては、フレーム（枠）を設けるよう努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、白、茶系統など、落ち着いた色彩にする。 ・地色はけばけばしくならないよう、その範囲はマンセル色票系において、概ね次のとおりとなるよう努める。 R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下、Y系の色相を使用する場合は彩度4以下とする。 その他の色相を使用する場合は彩度2以下とする。

2 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないよう努める。
意匠	・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
色彩	・基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくならないよう努め、周辺景観との調和に配慮する。
その他設置の方法	・複数機設置する場合は、前面の位置を揃えるなど、乱雑とならないよう配置するものとする。 ・機能上支障のない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

3 デザインコード

デザインコードとは、景観形成基準を補完するためのものであり、形状、意匠を揃えて、連続性や統一感のある広告景観を形成するために定める。

(1) 自家用広告物等のデザインコード

項目	内 容
フレーム	・1基設置では、高さ7m以下、幅1.4m以下
店舗名の広告面	・下地は白色、文字は黒又は茶とする。
駐車場案内	・下地は白色、文字は黒又は茶あるいは下地は黒か茶、文字は白とする。
その他の広告面	・自然素材を積極的に活用する。 ・広告幕の掲出も可とする。 ・下地は木質系を使用し、文字は黒とする。

(2) 案内誘導広告物のデザインコード

項目	単体の案内誘導広告物	集合案内誘導広告物
フレーム	・高さ3m以下、幅2m以下	・高さ5m以下、幅2m以下
案内誘導の広告面	・下地は白色、文字は黒又は茶とする。	
その他	・自然素材を積極的に活用する。 ・下地は木質系を使用し、文字は黒とする。	

兵庫県告示第686号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年7月1日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第H19丹波位置 0004号	20.6.6	篠山市味間新字川向ノ坪72番13、77番3、78番3	6.50	64.96
		同 市西古佐字皆川ノ坪1130番の一部、1131番の一部	6.00	52.72
			5.00	95.37

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成19年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外の状況

個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について、個人情報保護審議会から答申はなかった。

(2) 個人情報取扱事務の登録状況

実 施 機 関 名	件 数	実 施 機 関 名	件 数
知 事	1,517	労 働 委 員 会	8
議 会	17	収 用 委 員 会	5
教 育 委 員 会	162	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
選 挙 管 理 委 員 会	14	但馬海区漁業調整委員会	6
人 事 委 員 会	9	内水面漁場管理委員会	6
監 査 委 員	7	公 営 企 業 管 理 者	33
公 安 委 員 会	6	病 院 事 業 管 理 者	20
警 察 本 部 長	190	合 計	2,006

(3) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					口頭による個人情報の開示請求		不 服 申 立 て					
	請求 件数	処 理 状 況				開示対 象試験 等の数	請求 件数	申立 て件 数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ				却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	611	548	58	5	0	33	384	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	223	216	3	3	1	6	10,018	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	5	280	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	112	21	55	35	1	1	262	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	4,153	4,019	133	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0
合 計	5,099	4,804	249	44	2	47	10,947	0	0	0	0	0	0

- (4) 個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- (5) 個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- (6) 苦情申出の状況
該当なし
- 2 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 指導又は助言の状況
該当なし
 - (2) 説明又は資料提出の要求の状況
該当なし
 - (3) 勧告又は公表の状況
該当なし
 - (4) 苦情相談の状況
82件

情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成19年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					不服申立て					
	請求 件数	処理状況				申立て 件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ		却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	5,331	3,449	1,729	118	35	1	0	0	0	1	0

教育委員会	5,169	309	4,669	183	8	5	0	0	0	5	0
選挙管理委員会	1,194	582	534	78	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	28	15	0	13	0	1	0	0	0	1	0
監査委員	6	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	5	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0
警察本部長	499	214	269	12	4	1	0	0	0	1	0
労働委員会	147	36	109	0	2	0	0	0	0	0	0
収用委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	676	5	670	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	13,067	4,622	7,981	412	52	8	0	0	0	8	0

2 情報提供の状況

(件)

提供場所	提供件数
県民情報センター	4,475
地域県民情報センター	7,022
合計	11,497

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市若草町89番、90番1、90番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市大町5番地の5
笹田育美
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年3月18日
兵庫県指令西播（建）第1 - 25号（19赤穂）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年7月1日

西播磨県民局長 岡田 泰介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) マックスバリュ龍野西店
 所在地 たつの市龍野町日山67-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 マックスバリュ西日本株式会社 藤本 昭 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 マックスバリュ西日本株式会社 藤本 昭 姫路市北条口四丁目4番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成21年2月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,645平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 90台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 47台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 75平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 18.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 平成20年6月2日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
 平成20年7月1日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成20年11月4日

(2) 提出先

西播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ガーデンモール清和台
所在地 川西市清和台東三丁目1-8
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ミキシング
代表者の氏名 佐藤美樹
住所 大阪市淀川区西中島六丁目1-1
- 3 変更事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
ア 変更前
3箇所（入口2箇所、出口1箇所）
イ 変更後
4箇所（出入口1箇所、入口2箇所、出口1箇所）
- 4 変更年月日
平成20年8月10日
- 5 届出年月日
平成20年6月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年7月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成20年11月1日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 神姫小野ショッピングセンター
 所在地 小野市王子町字太良右工門池868番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 神姫バス株式会社 上杉雅彦 姫路市西駅前町1番地
 株式会社マイカル 川本敏雄 大阪府中央区久太郎町3丁目1番30号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- ア 変更前 株式会社マイカル他20者 開店時刻 午前9時
 イ 変更後 株式会社マイカル他20者 開店時刻 午前8時

(2) 来客が駐車場を使用できる時間帯

ア 変更前

駐車場	利用開始時刻
A 駐車場	午前9時
B 駐車場	午前8時
C 駐車場	午前8時

イ 変更後

駐車場	利用開始時刻
A 駐車場	午前7時30分
B 駐車場	午前7時30分
C 駐車場	午前7時30分

4 変更年月日

平成20年8月10日

5 届出年月日

平成20年6月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年7月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年11月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ショッピングデパート津名
所在地 淡路市志筑新島10番地3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
株式会社マイカル 川本敏雄 大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号
津名商業組合 河野健 淡路市志筑新島10番地2、3、4
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
ア 変更前 株式会社マイカル他25者 開店時刻 午前9時
イ 変更後 株式会社マイカル他25者 開店時刻 午前8時
- 4 変更年月日
平成20年8月10日
- 5 届出年月日
平成20年6月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成20年7月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
平成20年11月1日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月1日

西播磨県民局長 岡田泰介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）マックスバリュ龍野店
所在地 たつの市龍野町堂本字下長堀56番1ほか
- 2 たつの市から聴取した意見の概要
(1) 隣接する商店街の小売店舗や飲食店等との調整について
来客、物流による交通問題や環境問題など様々な状況が変化するため、隣接する商店街の小売店舗や飲食店等との連携を図ること。
(2) 店舗北側の市道内歩道について
店舗北側の市道内歩道は、途中で途切れており、歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがあるため、店舗北側市道に歩行者等の通行スペースを確保するよう検討すること。
また、夜間通行の安全を確保するため、可能であれば施設内照明灯が、店舗北側道路部分も照らす様に検討すること。
(3) 店舗内の駐車場の舗装について
近年、突発的な集中豪雨が多くなっているため、舗装部分は地下浸透へ導き、周辺水路への負担を軽減したいと考えており、可能ならば雨水地下浸透タイプにて施工するよう検討すること。

- (4) 騒音対策について
 周辺に住宅地があるため、特に夜間の営業時間や荷物の搬入時に配慮すること。
 また、生産ライン等があれば「たつの市すみよい環境を守る条例」第38条による届出が必要となる。

3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
 平成20年7月1日から1月間

大規模集客施設影響調査指針の一部改正

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）第3条第1項の規定に基づく大規模集客施設影響調査指針の一部を次のように改正し、平成20年10月1日以後に行う同条例第3条第1項の大規模集客施設基本計画書の提出について適用することとしたので、次のとおり公表する。

平成20年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

別表中

「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（広域土地利用プログラム）（平成18年9月25日兵庫県決定）	阪神間都市計画区域、東播都市計画区域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の区域に限る。）及び中播都市計画区域（姫路市の区域に限る。）
--	--

を「

「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム）（平成18年9月25日兵庫県決定）及び（東播及び中播都市計画区域の内陸部に関する広域土地利用プログラム）（平成20年6月17日兵庫県決定）	阪神間都市計画区域、東播都市計画区域及び中播都市計画区域
--	------------------------------

に改める。

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年7月1日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原義弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
 情報処理教育システム一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
 平成21年3月1日（日）から平成26年2月28日（金）（5年間）
- (4) 設置場所
 兵庫県立大学
- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒671-2201 姫路市書写2167

兵庫県立大学・姫路書写キャンパス 学術情報課 担当 武田

電話（079）267 - 6906 F A X（079）267 - 6906

なお、申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付については、以下の場所でも取り扱う。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3 - 3

兵庫県立大学・神戸キャンパス 学術総合情報・応用情報課（23階）

電話（078）367 - 8637 F A X（078）362 - 0653

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年7月1日（火）から同月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成20年7月8日（火）午後2時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成20年8月18日（月）午前11時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、平成20年7月16日（水）午後4時までに一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。
- (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年7月2日（水）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。） 毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 協議結果 平成20年8月1日（金）に入札者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (4) 入札者は、上記(2)エにより承認された物品で入札すること。
- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成20年7月18日（金）までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年8月14日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
全額免除する。
 - (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年8月下旬）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要作成
 - (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity :
Yoshihiro Oohara, General Secretary, University of Hyogo
 - (2) Nature and quantity of the product to be purchased :
Information processing education system 1 set
 - (3) Lease period : From 1 March 2009 through 28 February 2014
 - (4) Lease place :
University of Hyogo
 - (5) Deadline for the submission of tender application forms :
16:00 July 16, 2008
 - (6) Deadline for tender :
11:00 August 18, 2008
 - (7) Person to contact concerning the notice:
Hitoshi Takeda, University of Hyogo, Himeji Shosha office.

2167,Shosha,Himeji city, Hyogo 671-2201
Tel (079)267-6906 Fax (079)267-6906

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第8号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の一部を改正する規則

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部改正)

第1条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則(昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し中「郵便局等」を「金融機関」に改め、同条第1項中「郵便局又は」及び「(以下「郵便局等」という。)」を削り、「年金受給郵便局等届出書」を「年金受給金融機関届出書」に改め、同条第2項中「郵便局等」を「金融機関」に、「年金受給郵便局等変更届出書」を「年金受給金融機関変更届出書」に改める。

第8条第1項中「第7条第7項」を「第7条第9項」に改め、同条第3項中「障害給付請求書」を「障害給付変更請求書」に改める。

第11条中「第7条第6項第2号」を「第7条第8項第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「政令別表第1に掲げる」を「傷病等級に該当する」に改め、同項第3号中「政令別表第2に掲げる」を「障害等級に該当する」に改める。

様式第2号(1枚目裏)中「政令に定められている」を「傷病等級に該当する」に、「政令で定められている」を「障害等級に該当する」に、「政令に定める」を「国家公安委員会規則で定める」に改め、同様式(2枚目表)中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、同様式(2枚目裏)中「等級」を「障害等級」に改める。

様式第4号(表)中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改め、同様式(裏)注4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注5中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第8号(表)中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第11号(表)中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改め、同様式(裏)注4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注5中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第12号(裏)注3中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、「又は」を削る。

様式第14号中「年金受給郵便局等届出書」を「年金受給金融機関届出書」に、

	郵便局	所在地
(金融機関名)		所在地
	銀行	
	本店	□座名 普通預金 当座預金
	支店	□座番号

を
「

(金融機関名) 銀行 本店 支	所在地 <input type="checkbox"/> 座名 普通預金 当座預金 <input type="checkbox"/> 座番号
--------------------------------------	--

に改め、同様式注1を削り、同様式注2中「金融機関を届け出る場合には、金融機関を」を「届け出ようとする金融機関については、」に、「相談の上、届け出る」を「相談する」に改め、同注を同様式注1とし、同様式注中3を2とし、4を3とする。

様式第15号中「年金受給郵便局等変更届出書」を「年金受給金融機関変更届出書」に、

「

(金融機関名) 銀行 本店 支	郵便局 所在地 <input type="checkbox"/> 座名 普通預金 当座預金 <input type="checkbox"/> 座番号
--------------------------------------	---

を
「

(金融機関名) 銀行 本店 支	(金融機関名) 銀行 本店 支 所在地 <input type="checkbox"/> 座名 普通預金 当座預金 <input type="checkbox"/> 座番号
--------------------------------------	--

に、同様式注1中「届出者は、金融機関を変更する場合には」を「届け出ようとする金融機関については」に、「相談の上、届け出る」を「相談する」に改める。

様式第16号(2枚目表)中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、同様式(2枚目裏)中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

様式第23号注3及び様式第24号注3中「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

様式第30号注2中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

様式第32号(1号紙)中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、

「

第 級 号

を

傷病等級 級 号

に、
」

「

等級 第 級 号 準用 併合繰上げ 加重

を

障害等級 級 号 準用 併合繰上げ 加重

に改める。
」

(警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の一部改正)

第2条 警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則(昭和45年兵庫県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「政令」という。)別表第2の第8級以上」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成18年国家公安委員会規則第23号)別表第2の8級以上の障害等級の障害に該当する程度」に、「政令」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 運転者以外の者の用に供する一の乗車装置を備える自転車の運転者が、その乗車装置に1人を乗車させている場合

第9条に次の2号を加える。

(11) 自転車を運転するときは、携帯電話を使用しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合にあっては、この限りでない。

(12) 安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能又は著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 訓 令

兵庫県公安委員会訓令第4号

警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月1日

兵庫県公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程の一部を改正する訓令

警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程(昭和45年兵庫県公安委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「の程度が、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)別表第2の第8級以上の障害」を「(規則第2条に規定する重度心身障害をいう。以下同じ。)」に改める。

第 3 条の表中

障 害 の 程 度	第 1 級から 第 4 級まで
	第 5 級及び 第 6 級
	第 7 級及び 第 8 級

を

重 度 心 身 障 害	1 級から 4 級まで
	5 級及び 6 級
	7 級及び 8 級

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第189号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 7月 1日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成20年 8月 4日（月）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成20年 8月 7日（木）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通 6丁目 1番12号 三宮ビル東館 8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、8月11日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

申込手続時において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に

係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けているもの

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(2号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けているもの

オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

4 申込手続

受講を希望する者は、次に掲げるところにより申込手続を行うこと。

(1) 申込手続期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年7月7日(月)から同月9日(水)までの間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込手続場所

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

(3) 申込手続時の提示書類

申込手続時には、次に掲げる書類を提示すること。

ア 新規取得講習を受講しようとする者

次に掲げるいずれかの書類

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(1) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 次に掲げるいずれかの書類

a 前記3の(2)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

b 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

c 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

e 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

5 受講者の決定

(1) 申込手続期間内に申込者が受講定員に達しなかった場合は、申込者全員を受講者とする。

- (2) 申込手続期間内に申込者が受講定員を超えた場合は、警察本部において抽選の上、受講者を決定する。
- (3) 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨を、抽選に漏れた者に対しては抽選に漏れた旨をそれぞれ通知する。
- 6 受講手続
 - 前記 5 の(1)及び(2)により受講者に決定した者は、次に掲げるところにより受講手続を行うこと。
なお、受講手続を行わなかった者は、受講を辞退したものとみなす。
 - (1) 受講手続期間
 - 新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年 7月14日(月)から同月16日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前 9時から午後 5時まで)
 - (2) 受講手続場所
 - 前記 4 の(2)の申込手続をした警察署の生活安全課
 - (3) 受講手続時の提出書類
 - 受講手続時には、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 新規取得講習の受講者
 - (7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
 - (4) 前記 4 の(3)のアに掲げる書類
 - イ 追加取得講習の受講者
 - (7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
 - (4) 前記 4 の(3)のイに掲げる書類
- 7 受講手数料
 - 受講手数料は、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円相当額の兵庫県収入証紙により講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
 - 筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)
- 9 その他
 - (1) 申込手続及び受講手続は、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (2) 郵送により申込手続及び受講手続を行うことは、認めない。
 - (3) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (4) 申込手続時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (5) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において、配布する。
- 10 講習委託先
 - 神戸市中央区御幸通 6丁目 1番12号 三宮ビル東館 8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話(078)341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話(078)252-0166

正 誤

平成20年 5月30日付け(兵庫県公報第 2号外)
 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則(平成20年兵庫県公安委員会規則第 7号)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	下から 8	昭和63年	昭和62年